鳥栖地区広域市町村圏組合　告示第９１０号

指定第１号事業所の指定更新について、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１１５条の４５の６第１項並びに鳥栖地区広域市町村圏組合介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第１２条第３項の規定により、下記のとおり告示する。

令和８年１０月２６日

鳥栖地区広域市町村圏組合
管理者　鳥栖市長　向門　慶人

記

１　指定更新申請者の詳細

介護保険 事業所番号	事業所の名称 及び所在地	事業者の名称及び 主たる事務所の所在地	指定更新 年月日	サービス の種類
4170300091	デイサービス センターすこやか 佐賀県鳥栖市蔵上町 ６６３番地１	有限会社プラス 佐賀県鳥栖市蔵上町 ６６３番地１	令和８年 １１月１日	生活リハビリ 通所型サービス

２．指定条件

①鳥栖地区広域市町村圏組合（以下「本組合」という。）以外の被保険者から利用希望の相談等があった場合は、本組合介護保険課に対し、事前に連絡・相談等を行うこと

②本組合以外の被保険者から利用希望があった場合は、当該被保険者の住所地の保険者から指定を受けること

③利用者は原則として本組合の区域内に住所を有する被保険者とすること